

件名	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部管理局人事課
根拠法令等	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） 船員法（昭和22年法律第100号）
<p>船員法の一部改正に伴って改正された国家公務員等の旅費に関する法律（旅費法）に準じて、職員の旅費に関する条例の一部を改正する。</p> <p>〔改正条例〕 職員の旅費に関する条例</p> <p>〔改正内容〕 船員法の一部改正に伴う旅費法の改正に準じて、船員である職員が著しく職務を怠ったこと等を理由に当該職員を航海中に免職した場合に、送還に代えて旅費を支給するとともに、その償還を請求することとするため、職員の旅費に関する条例の一部を改正する。</p>	
施行日	船員法の一部を改正する法律（平成24年法律第87号）の施行の日
【その他参考事項】	